

前 金	部 分 払
無	回

令 和 4 年 度
下 施 雨 ポ 第 1 - 1 号

阿漕ポンプ場沈砂池しゅんせつ業務委託

委託仕様は特記以外は三重県公共工事共通仕様書及び委託監督員の指示による。

津市上下水道事業局
下水道施設課

令和 4 年度		下施雨ポ 第 1 - 1 号		業 務 委 託 設 計 書	
施工場所		津市柳山津興地内		課長	
				検算者	
委 託 名		阿漕ポンプ場沈砂池しゅんせつ業務委託		調整担当主幹	
				担当主幹	
設 計 額		(うち消費税等相当額)		担当副主幹	
				設計者	
工 期		令和4年11月30日限り			
長		巾			
工 事 の 大 要					
機械しゅんせつ工 70 m³					

位置図

令和4年度下施雨ポ第1-1号
阿漕ポンプ場沈砂池しゅんせつ業務委託



工事数量総括表

		工事名	令和4年度 下施雨ボ第1－1号 阿漕ポンプ場沈砂池しゅんせつ業務委託	当初	事業区分	河川改修		
					工事区分	ポンプ場清掃工		
工事区分・工種・種別・細別			規格	単位	前回数量	今回数量	数量増減	摘要
ポンプ場清掃工				式		1		
沈砂池清掃工				式		1		
しゅんせつ工				式		1		
機械しゅんせつ工			汚泥	m3		70		
強力吸引車運搬工				m3		50		
仮設工				式		1		
交通管理工				式		1		
交通誘導警備員				式		1		

工事数量総括表

		工事名	令和4年度下施雨が第1－1号 阿漕ポンプ場沈砂池しゅんせつ業務委託			当初	事業区分	河川改修
							工事区分	共通仮設費
工事区分・工種・種別・細別			規格	単位	前回数量	今回数量	数量増減	摘要
直接工事費				式		1		
共通仮設				式		1		
共通仮設費（率計上）				式		1		
純工事費				式		1		
現場管理費				式		1		
工事原価				式		1		
一般管理費等				式		1		
工事価格				式		1		

工事数量総括表

		工事名	令和4年度 下施雨ボ第1－1号 阿漕ポンプ場沈砂池しゅんせつ業務委託			当初	事業区分		河川改修	
							工事区分	共通仮設費		
工事区分・工種・種別・細別			規格	単位	前回数量	今回数量	数量増減	摘要		
消費税相当額				式		1				
工事費計				式		1				

令和4年度下施雨水第1－1号
阿漕ポンプ場沈砂池しゅんせつ業務委託

数量総括表

レベル1 : ポンプ場清掃工

数 量 総 括 表							
レベル1 (工事区分)	レベル2 (工 種)	レベル3 (種 別)	レベル4 (細 別)	レベル5 (規 格)	単 位	数 量	摘 要
ポンプ場清掃工					式	1	
	沈砂池清掃工				式	1	
		しゅんせつ工			式	1	
			機械しゅんせつ工	汚泥	m3	70	
			強力吸引車運搬工		m3	50	
	仮設工				式	1	
		交通管理工			式	1	
			交通誘導警備員	交通誘導警備員B	式	1	12人

数 量 計 算 書					
レベル2 (工 種)	レベル3 (種 別)	レベル4 (細 別)	レベル5 (規 格 及 び 計 算 式)	単位	数量
遊水池清掃工 仮設工	しゅんせつ工			式	1
				式	1
		機械しゅんせつ工	汚泥 別紙数量計算書より	m3	70.4
		強力吸引車運搬工	別紙数量計算書より	m3	52.8
	交通管理工			式	1
				式	1
		交通誘導警備員	交通誘導警備員B N=12人 N=1	式	1

しゅんせつ数量計算書

番号	面 積						堆 積 厚			浚 渫 土 量	
1	7.75	×	16.50	÷	2	=	63.94	平均	0.18	m	11.51 m3
2	9.65	×	16.50	÷	2	=	79.61	平均	0.18	m	14.33 m3
3	5.85	×	13.75	÷	2	=	40.22	平均	0.18	m	7.24 m3
4	3.45	×	8.00	÷	2	=	13.80	平均	0.18	m	2.48 m3
5	1.20	×	6.65	÷	2	=	3.99	平均	0.65	m	2.59 m3
6	3.80	×	9.05	÷	2	=	17.20	平均	0.65	m	11.18 m3
7	3.45	×	10.05	÷	2	=	17.34	平均	0.65	m	11.27 m3
8	3.00	×	10.05	÷	2	=	15.08	平均	0.65	m	9.80 m3
計							251.18				70.40 m3

※) しゅんせつ土量 70.40 m3

※) 汚泥運搬量 70.40 × 0.75 = 52.8 m3

特 記 仕 様 書

(適用)

この委託業務の施工は、市監督員の指示に従い施工すること。

(写真撮影)

- 1 受注者は着工前、作業中、完成の写真撮影すること。
ただし、着工前と完成は同じ場所から撮影のこと。
- 2 撮影においては作業場所を入れること。
- 3 工事写真は、原則としてカラー撮影とし、明確なものとする。

(連絡)

作業中に異変があれば、市監督員に報告すること。

(施工方法)

- 1 作業者は、道路標識令の規定による標識を立て、交通誘導警備員を配置して危険防止及び歩行者、車両の通行などの安全対策には充分注意を図り事故等の無き様にすること。
- 2 作業中は、作業員の過失または、不注意により生じた損害及び施工に関連して、既設構造物、その他対外的に及ぼす損害の補償はすべて受注者の負担とする。
暗渠等に入入りし、またはこれらの内部で作業を行う場合は、厚生労働省令で定める酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者の指示に従い、酸素欠乏空気、有害ガス等の有無を作業開始前と作業中は常時調査し、換気等事故防止に必要な処置を講ずるとともに、呼吸用保護具等を準備すること。
- 3 堆積物数量は、図面に示す清掃計画のほかに過掘りがあってもその部分は、出来高数量とは認めない。
- 4 強力吸引車のタンク内の水は絶対に他の污水管等へ流さないこととする。
- 5 しゅんせつ汚泥は、三重県津市森町2353番地仙人掌株式会社汚泥造粒固化施設へ搬入するものとし、受け入れ方法については受け入れ先の諸条件を遵守すること。
また、マニフェスト（産業廃棄物管理票）伝票は、発注者が負担するものとする。
- 6 業務に先立ち、空き缶等の異物は除去しなければならない。なお、これにより発生する廃棄物については受注者の責任において処理するものとし、処理に当たっては、第三者への損害及び公衆に迷惑をかけないようにしなければならない。
- 7 除草ゴミについては、関係法令を遵守し、適正に処分すること。処分方法については受入先の諸条件を遵守し受入先の納品伝票等を市監督員に提出すること。また、運搬中は除草ゴミの飛散防止措置を講ずること。

(提出書類)

業務完了時提出書類

- | | | | | | |
|--------------|----|-------------------|----|-----------|----|
| 1) 業務委託完成報告書 | 1部 | 2) 業務委託完成写真 | 1部 | 3) 作業状況写真 | 1部 |
| 4) 請求書 | 1部 | 5) その他市監督員の指示する書類 | 1部 | | |

(地元住民及び通行人等への広報)

受注者は、業務着手前及び業務期間中を通じて必要の都度、業務内容等を地元住民及び通行人等へ周知し、協力を求めるための必要な処置を講ずること。

(作業中の安全確保)

受注者は、三重県公共工事共通仕様書第1編1-1-32に準じ、必要な措置を講じなければならない。

(交通安全管理)

受注者は、三重県公共工事共通仕様書第1編1-1-38に準じ、必要な措置を講じなければならない。

作業に伴って、作業車両の出入口及び交差道路に対し、一般交通の安全誘導が必要となる箇所には、交通の誘導・整理を行う者（以下「交通誘導警備員」という）を配置し、公衆の交通の安全を確保するものとする。

交通誘導警備員のうち1人は有資格者（平成17年警備業法改正以降の交通誘導警備業務にかかる1級又は2級検定合格者）または、交通の誘導・整理の実務経験3年以上の者を配置するものとする。

受注者は、交通誘導警備員を雇用するにあたり、その警備会社と雇用期間中等労働条件並びに傷害保険等に関する契約書を締結し、その契約書（写し）を監督員に提出すること。

また、交通誘導警備員の配置者一覧表（資格・実務経験年数を明示したもの）及び配置者名の明記された伝票を監督員へ提示するものとする（但し、監督員が提出を求めた場合は提出するものとする）。

交通誘導警備員に一日一日の作業（どこまで進入できるか等）を十分把握させ、地元車両の出入り等、交通整理に円滑な処置がとれるようにするものとする。

（工程）

実施時期については、市監督員と協議すること。

（産業廃棄物収集運搬車への表示・書面備え付け）

産業廃棄物の収集運搬に係る表示及び書面備え付けを行うものとする。

産業廃棄物（特別管理産業廃棄物）収集運搬業者の表示例

産業廃棄物の収集又は運搬の用に供する運搬車である旨の表記
・ 140ポイント以上の大きさの文字

4. 9cm以上 産業廃棄物収集運搬車

3. 2cm以上 氏名又は名称 許可業者の氏名又は名称（許可証記載のとおりに ・ 90ポイント以上の大きさの文字

3. 2cm以上 許可番号 第〇〇〇〇〇〇〇号

統一許可番号（下6桁）
・ 90ポイント以上の大きさの文字

(1) JIS Z 8305で規定されている大きさ
1 ϕ 4 $\times$ 1 ϕ = 0.3514mm
(2) JIS Z 8305で規定された大きさを
1mm単位で四捨五入した数値です。

排出事業者が自ら収集運搬する場合の表示例

産業廃棄物の収集又は運搬の用に供する運搬車である旨の表記
・ 140ポイント以上の大きさの文字

4. 9cm以上 産業廃棄物収集運搬車

3. 2cm以上 氏名又は名称 許可業者の氏名又は名称（許可証記載のとおりに ・ 90ポイント以上の大きさの文字

(1) JIS Z 8305で規定されている大きさ
1 ϕ 4 $\times$ 1 ϕ = 0.3514mm
(2) JIS Z 8305で規定された大きさを
1mm単位で四捨五入した数値です。

表示方法に関する注意事項

・ 車両の両側面（車体の外側）の見やすい位置にわかりやすいように表示すること。

・ 表示は車体に直接塗装するか、プレートを車体に鋲で固定することが望ましい。やむを得ずステッカー、はめ込みプレート、マグネットにより着脱が可能な方法で表示を行う場合、ステッカー等の素材には風雨に耐えられるものを使用すること。また、走行中に破損したり、車体から外れたり、他者に容易に取り外されないようにすること。

・ 文字・数字には、車体・ステッカー等の色を考慮し、識別しやすい色を用いること。また、風雨でかすれたり、容易に書き換えられないようにすること。汚れ等が付着した場合は、ただちに取り除くこと。

特記事項	条件等及び内容
暴力団等の不当介入の排除等	本市が締結する契約等からの暴力団、暴力団関係者、暴力団関係法人等(以下「暴力団等」という。)の不当介入を排除し、契約等の適正な履行を確保することに関し、必要な事項を定める。なお、下記の内容における用語は、津市の締結する契約等からの暴力団等排除措置要綱(平成27年津市訓第76号)において使用する用語の例による。 1 受注者等の義務 (1) 本市の契約等の相手方及び下請負人等(以下「受注者等」という。)は、暴力団等と認められる下請負人等を使用してはならない。 (2) 受注者等は、暴力団等と認められる資材販売業者から資材等を購入してはならない。 (3) 受注者等は、暴力団等と認められる廃棄物処理業者が有する廃棄物処理施設及び廃棄物処理業者等を使用してはならない。 (4) 受注者は、本市と締結した契約等の履行に当たり、受注者等が暴力団等による不当介入を受けたときは、断固としてこれを拒否し、直ちに本市に文書にて報告するとともに所轄の警察署に通報し捜査上必要な協力をするものとする。この場合において、捜査上必要な協力を行ったとき、受注者は速やかに本市に文書にてその内容を報告しなければならぬ。 なお、受注者等が不当介入を受けたことを理由に契約期間の延長等の措置が必要となったとき、受注者は本市に契約期間の延長等を求めることができる。 2 入札参加資格者等及び受注者等に対する措置 - 入札参加資格者等又はその役員等が暴力団等と認められるとき、暴力団等と密接な関係を有していると思われるときは、当該入札参加資格者等に対し、津市建設工事等指名停止基準(平成21年4月8日施行)に基づく指名停止措置を講じるものとする。 - また、上記1の義務に違反した受注者等に対しても、同様に指名停止措置を講じるものとする。 3 契約等の解除 - 上記の暴力団等と認められるときなどにより指名停止措置が講じられた入札参加資格者等との契約等については、これを解除することができる。
配慮依頼事項	本契約を履行するにあたって、下記のことについて御配慮願います。 なお、本事項は、受注者の自由な協力をお願いするものであり、受注者が下記の内容に応じなかった場合に、受注者に対して、不利益を課すものではありません。 1 下請契約又は再委託(一次下請以降のすべての下請負人又は再委託者を含む。)が認められた契約にあつては、下請契約又は再委託等において市内本店事業者を活用すること。 2 資材、原材料等の調達が必要となる場合は、市内本店事業者から調達すること及び地元製品、地元生産品を使用すること。 3 建設機械、機器等の借入れが必要となる場合は、市内本店事業者から借入れすること。 4 業務従事者等の使用人等が必要となる場合は、使用人等に市民を活用すること。
津市公契約条例	本市が締結する公契約において、労働者の労働環境の確保、優良な事業者の育成及び地域経済の健全な発展を図ることに関し、必要な事項を定める。 なお、下記の内容における用語は、津市公契約条例(津市条例第22号)(以下「条例」という。)において使用する用語の例による。 1 受注者等の責務 (1) 関係法令及び条例の規定を遵守しなければならない。 (2) 受注者等は、労働者の適正な労働環境の確保に努めなければならない。 (3) 受注者等は、労働者と対等な労使関係を構築するとともに、下請契約等を締結しようとするときは、下請契約等の相手方と対等な立場における合意に基づいた適正な契約を行わなければならない。 (4) 受注者等は、下請契約等の相手方を選定するとき、又は資材等を調達するときは、地域経済の発展に配慮し、本市の区域内に主たる事務所を有する事業者又は本市の区域内で生産された資材等を活用しよう努めなければならない。 (5) 受注者等は、公契約に携わる者として、社会的な責任を自覚し、公契約を適正に履行しなければならない。 (6) 受注者等は、条例第7条第1項の規定に基づき市長又は上下水道事業管理者(以下「市長等」という。)が行う報告の求め及び立入検査その他本市が実施する公契約に関する施策に協力しなければならない。 2 公契約の解除等 - 市長等は、受注者等が次の各号のいずれかに該当するとき、当該公契約の解除、受注者等の指名停止等必要な措置を採ることができる。 (1) 条例第7条第1項の規定による報告を怠り、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して応答せず、若しくは虚偽の回答をしたとき。 (2) 条例第8条第1項の規定による命令に従わないとき。 (3) 条例第8条第2項の規定による報告を怠り、又は虚偽の報告をしたとき。 (4) (1)から(3)に掲げるもののほか、条例の規定に違反したとき。 (5) 特定公契約にあつては、「労働環境の確保に係る誓約事項」に違反したとき。

特記仕様書

業務委託(特定公契約)

特記事項	条件等及び内容
労働環境の確保に係る誓約事項	津市公契約条例(以下「条例」という。)第6条の規定により、下記の内容について了承し、遵守することを誓約します。 また、誓約内容に違反があった場合等における関係機関への通報、指名停止、契約解除及び違約金徴収について異議はありません。 1 津市公契約条例施行規則第8条に掲げる関係法令(次項において単に「関係法令」という。)を遵守すること。 2 関係法令に違反し、関係機関からは正勧告等があった場合は、津市長又は津市上下水道事業管理者(以下「市長等」という。)へ報告すること。 3 条例第7条第1項の規定による報告の求め及び立入検査に対し、誠実に対応すること。 4 労働者が条例第9条第1項の規定による申出をしたことを理由に、当該労働者に対し、解雇その他の不利益な取扱いをしないこと。 5 労働者に対し、条例の内容について周知を行うこと。 6 労働者の賃金水準の引上げに関する措置が講じられる場合は、下請契約等の請負契約金額の見直し、労働者の賃金の引上げ等について適切に対応すること。 7 市長等が行う施策に協力すること。
新型コロナウイルス感染症の拡大防止措置等	本業務における新型コロナウイルス感染症の拡大防止措置等については、下記のとおり徹底を図るものとする。 1 業務の円滑な履行確保を図る観点から、業務の現場等のみならず関係する会社・事務所等も含め、現場状況などを勘案しつつ、アルコール消毒液の設置や不特定の者が触れる箇所の定期的な消毒、手洗い・うがいなど、感染予防の対応を徹底するとともに、すべての作業従事者等の健康管理に留意すること。 2 新型コロナウイルス感染症については、特に、①密閉空間、②密集場所、③密接場面という3つの条件(以下「3つの密」という。)が同時に重なる場では、感染を拡大するリスクが高いことから、事務所等における各種の打合せ、更衣室等における着替えや食事・休憩など、多人数が集まる場面や密室・密閉空間における作業などにおいては、他の作業従事者と一定の距離を保つことや作業場所の換気の励行など、3つの密の回避や影響を緩和するための対策に万全を期すること。 3 感染拡大防止対策を実施するために追加で費用を要する場合は、設計変更の対象とするため、監督員と協議を行うこと。ただし、感染防止対策について業務計画書に記載した上で履行することを前提とする。 4 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、「業務の一時中止や履行期間の延長」が必要な場合には、監督員と協議を行うこと。 5 作業従事者等が新型コロナウイルス感染症の感染者及び濃厚接触者(以下「感染者等」という。)であることが判明した場合は、速やかに監督員に報告すること。また、保健所等の指導に従い、感染者等の自宅待機などの適切な措置を講じること。 なお、感染者等であることが判明した場合は、本業務のみならず、受注者が本市と契約中の全ての業務について、一時中止の措置を行う場合がある。 6 新型コロナウイルス感染症の影響に伴い、受注者又は発注者は、履行条件、履行方法等に変更の必要があると認めるときは、業務委託契約書第19条(委託業務の内容の変更等)の規定に基づき、発注者及び受注者が協議して、これを定めるものとする。この場合において必要があると認められるときは、履行期間若しくは業務委託料の変更の対象とするものとする。